

平成28年度青森県広報紙「県民だよりあおもり」及び
青森県庁ホームページ広告掲載仕様書

I 共通事項

1 掲載可能な広告の範囲

掲載できる広告の内容及び広告を掲載できる業種又は事業者等については、青森県広告掲載要綱（平成18年6月5日付け青経理第1068号副知事依命通達）第3条第1項及び第2項並びに青森県広告掲載基準（平成18年6月5日付け青経理第1069号出納局事務局長通知）の規定によるものとする。

2 広告料の納入方法等

広告料は、次に掲げる日までに、契約金額の6分の1に相当する金額をそれぞれ入するものとする。なお、契約金額の6分の1に相当する金額に1円未満の端数が生じる場合には、1回目の納入額で調整する。

1回目	平成28年 4月28日(木)	2回目	平成28年 6月30日(木)
3回目	平成28年 8月31日(水)	4回目	平成28年10月31日(月)
5回目	平成28年12月28日(水)	6回目	平成29年 2月28日(火)

3 広告内容の変更等

- (1) 広告の内容等が1の規定に違反し、又はそのおそれがあると判断したときは、広告代理業者に対して広告の内容等の変更を求める。
- (2) 広告代理業者が広告内容の変更等の求めに応じないときその他広告掲載を継続することが適当でないとは判断したときは、広告掲載を中止することができる。
- (3) 広告代理業者は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができる。

4 広告代理業者の責務

- (1) 広告代理業者は、掲載を行う広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了していることを、保証するものとする。
- (2) 掲載を行った広告により第三者に損害を及ぼしたときは、広告代理業者が自らの責任と負担において解決するものとする。

Ⅱ 青森県広報紙「県民だよりあおもり」広告掲載に関する特記事項

1 広告媒体

- (1) 名称 青森県広報紙「県民だよりあおもり」
- (2) 規格 タブロイド判8ページ
- (3) 発行部数 約52万7千部
- (4) 発行日 平成28年 6月1日・平成28年 8月1日
平成28年10月1日・平成28年12月1日
平成29年 2月1日・平成29年 4月1日

2 広告スペース等

- (1) 掲載面・位置 最終ページの下部1/6ページ部分
- (2) サイズ 62mm×245mm 1枠
1枠を2枠以上に分割して使用することができる。
- (3) 色数 4色（カラー）

3 広告図案の提出及び広告原稿の納品等

- (1) 広告図案の提出及び広告原稿の納品は、次のとおりとする。
 - 広告図案の提出 各発行日の60日前まで
 - 広告原稿の納品 各発行日の45日前まで
- (2) 広告原稿は、EPS形式によるデータで納品すること。

Ⅲ 青森県庁ホームページ広告掲載に関する特記事項

1 広告媒体

- (1) 名称 青森県庁ホームページ
- (2) アクセス数 約22万8千ページビュー/月
(平成27年4月～平成28年2月トップページ平均)

2 広告の規格等

(1) 位置

青森県庁ホームページ トップページ(<http://www.pref.aomori.lg.jp/>)

(2) 枠数 3 枠

(3) 種類 バナー広告

(4) 規格

- ア 大きさ 縦55ピクセル 横164ピクセル
- イ 形式 GIF、JPEG
- ウ データ容量 8KB以下
- エ 画像の alt 属性テキスト及び title 属性テキストはホームページ管理者が設定する。

(5) 注意事項

- ア 解像度が1920x1080（フル HD サイズ）の場合は、スライドショーの外側に広告枠が表示される。
- イ 解像度が1366x768（ハーフ HD サイズ）の場合は、スライドショーの上に広告枠が被さる形で表示される。
- ウ 解像度が1280x768（WXGA サイズ）の場合は、スライドショーの上に広告枠が被さる形で表示される。
- エ 上記以下（縦が768px 以下）の解像度の場合は、1画面には収まらず、下にスクロールすることで広告が表示される。

(5) 禁止事項

- ア 閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがある表現（例）「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」等の表現、ラジオボタン等
- イ 閲覧者に不快感を与えるおそれがある表現（例）高速に点滅するイメージ、高速に振動するイメージ、コントラスト（明度差）が強い画面の反転表示等
- ウ 実際には機能しないもの（例）入力できるように見えるテキストボックス、下に選択肢があるように見えるプルダウンメニュー等

エ 閲覧者が県に関する情報と錯誤するおそれのある表現（例）「職員採用情報」等、県庁ホームページのコンテンツの一部であるかのような表現

オ 閲覧者が意図しないページへリンクすること

カ その他広告として適当でないと認められるもの

(6) 同一の広告主による重複掲載

同一の広告主による広告を同一月の複数箇所に掲載することはできない。ただし、同一の広告主による広告を複数月連続して掲載することは妨げない。

3 掲載期間

(1) 広告掲載期間

平成28年4月1日から平成29年3月31日まで

広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とする。なお、広告の掲載期間終了後、更新することを妨げないものとする。

(2) 広告の掲載を開始する日

広告の掲載を開始する日（以下「広告掲載開始日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の初日とする。

(3) 広告の掲載を終了する日

広告の掲載を終了する日（以下「広告掲載終了日」という。）は、原則として当該広告を掲載する月の末日とする。

(4) 広告掲載開始日又は広告掲載終了日の例外措置

広告掲載開始日又は広告掲載終了日が次の各号に掲げる日のいずれかにあたる場合の扱いは、県が別に定めることとする。

ア 日曜日及び土曜日

イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

4 広告表示の方法

原則として広告掲載開始日の前日の午後1時以降に表示するものとし、広告掲載終了日の午後1時以降に表示を終了するものとする。

5 広告図案の提出等

(1) 広告主及び広告図案の提出 広告掲載開始日の10日前まで

(2) データの提出 広告掲載開始日の5日前まで